



中津市監査委員告示第 14 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年12月23日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

# 措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

課 名：山国支所総務・住民課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)支出事務について (山国支所建具修繕業務)</p> <p>山国支所内の建具修繕の依頼に際し、事前に詳細な内訳を含む見積書を徴取せず、業者から提示された金額で発注している事例が確認された。</p> <p>詳細な見積書での比較検討を行わず、結果的に相場と比較して高額な費用での発注となった行為は、公金を支出する責任の自覚が欠如していると言わざるを得ない。</p> <p>今後は、支出する費用が貴重な公金であることを今一度深く認識し、最小の費用で最大の効果を得るという経済性の原則を最優先に、支出の適正性を確保する意識改革を行われない。</p>	<p>ご指摘のとおり、当時、指定様式のみを見積書を徴取しており、修繕内容・内訳が確認できないまま随意契約を行ったことは不適切でありました。</p> <p>今後は、10万円以上80万円未満の案件につきましては、必ず2者以上から内訳付き見積書を徴取し、仕様内容の透明性・比較可能性を確保いたします。</p> <p>見積内訳書の徴取不足により価格比較が不十分であったこと、また相場と比較して高額である可能性を十分に検討できなかったことは真摯に反省しております。</p> <p>公金支出に関し、経済性の原則が欠如していたとの指摘を重く受け止め、職員一同より一層の意識改革に努め、「最小の費用で最大の効果を上げる」「契約事務の透明性・公平性を徹底する」という原則を改めて徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>	
<p>(2)契約事務について (火災報知機修繕業務)</p> <p>山国支所内の火災報知機修繕業務において、契約日、工期、見積参加業者、見積執行日、検査年月日、引渡年月日、請求日、支払日のすべてが同一であり、明らかに入札を避けるために一つの修繕業務を書類上分割していると思われる事例が確認された。</p> <p>中津市随意契約ガイドライン4頁にあるように、予定価格が随意契約可能な少額に収まるように社会常識の範囲を超えて分割発注するような行為は実質的には違法行為であり、行ってはならない。</p> <p>地方公共団体の契約の方法は入札によることが基本であり、随意契約は競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であることを十分に認識し、競争性・透明性・公平性の確保を図るためにも、今後、このようなことが無いよう中津市契約事務マニュアルや中津市随意契約ガイドラインに沿った適正な契約事務を遂行されたい。</p>	<p>今回の2件の修繕業務について、契約日、工期、見積参加業者、検査日等すべてが同一であり、書類上、同一案件を分割したかのような状態で処理していた点について、随意契約ガイドラインに反し、不適切な事務となっております。</p> <p>分割発注と受け取られかねない契約事務を行ったことは、結果として競争性・透明性を損なうものであり、深く反省しております。</p> <p>随意契約は例外であり、原則入札であるという監査の指摘を職員一同で再確認し、契約事務の適正化を最優先に取り組みまいります。</p>	

# 措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

課 名：山国支所地域振興課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1)収入事務について (コアタワー利用料) 現在の契約が2年毎に自動更新することから、財産の適正な管理や賃料改定の機会が疎かになっている。 実際、賃料に関しては一度も見直しが行われておらず、電気料金の変動、建物の評価額等が全く反映されていないことから、早急に契約条項を見直し、自動更新ではなく契約期間を設けた適正な契約を求める。</p> <p>(2)支出事務について (補助金の実績報告書) 周辺地域振興対策事業補助金及び中津市観光イベント補助金交付団体等からの実績報告書において、支出証憑書類として添付されている書類が請求書だけで領収書がないものや、領収書だけで請求書がなく内容が確認出来ない支払が散見される。 また、写真の添付だけで具体的な内容、参加人数など詳細が確認出来ないものがあることから、中津市補助金事務ガイドラインに則り、提出された書類が適切であるか確認し、不備がある場合は修正・再提出を指導されたい。</p> <p>(3)契約事務について (競争入札の執行) 修繕及び委託業務において、同時期・同一箇所での随意契約が多数見受けられた。 これらの随意契約は、集約して競争入札を行うことで競争性・透明性・公平性の確保が図られ、経費の節減が期待できると考える。 事前に一括発注の可否を十分検討し、中津市随意契約ガイドラインに沿った適正な事務処理の徹底を求める。</p> <p>(4)その他 (監査の結果) 前回(令和3年度)の定期監査で指摘された事項で改善されていないものが多数見受けられた。 監査の結果は必ず課内で共有し、異動等で担当が変わっても確実に引継ぎができるよう注意されたい。</p>	<p>賃料に関し、見直しを行い、電気料金の変動や建物の評価額等を反映し、契約条項の見直しを実施し、契約期間を設けた適正な契約となるよう早急に相手方と協議し、市に不利益の無い様適正な契約内容となるよう契約事務に努めます。</p> <p>補助金等における実績報告書の添付書類については内容の確認、参加人数など詳細な内容の確認ができ、且つ、中津市補助金事務ガイドラインに則った書類が提出されているか細心の注意を払って確認致します。 尚、不備がある場合は修正・再提出を指導いたします。</p> <p>今後発注の際は事前に一括発注の可否を十分検討し、競争性・透明性・公平性の確保を図り、経費の節減を図るよう致します。 また、今後は中津市随意契約ガイドラインに沿った適正な事務処理を徹底いたします。</p> <p>前回の指摘から改善されていないものが散見されたという事を重く受け止め、監査結果は課内で必ず共有し合い、課内の業務環境を整え、再発防止に努めてまいります。 今後につきましては、同様の間違いを二度と起こさないように細心の注意を払ってまいります。</p>	